

第13回処遇・給与部会

令和8年8月24日
防衛省

目 次

○ 指定職相当、医官等の給与体系	1
・ 自衛官の管理職に対する調整額について（俸給の特別調整額）	2
・ 指定職相当の給与	3
・ 自衛隊医官の給与	4
○ 自衛官固有の特殊性の給与等への反映の検討	6
① 「24時間勤務態勢下での業務への拘束性」 関連	7
・ 業務への拘束性に係る要素の検討（宿日直、当直勤務）	8
・ 業務への拘束性に係る要素の検討（夜勤手当等・休日給）	12
・ 業務への拘束性に係る要素の検討（常時即応義務、長期不在）	14
② 「自衛官固有の危険性・困難性を伴う任務への対応」 関連	17
・ 自衛官に対する医療の提供・医療費の取扱いの検討	18
③ 「我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等」 関連	22
・ 広域異動に関する変化と対応	23
・ 我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等への対応に係る検討	24

指定職相当、医官等の給与体系

自衛官の管理職に対する調整額について（俸給の特別調整額）

6月部会での委員のコメント

- 自衛官の俸給には調整率がかかって、それにより超過勤務相当分を考慮している認識であるが、一般職国家公務員の場合、課長補佐を卒業して課室長になると、管理職手当が出る代わりに、超過勤務手当がゼロになり、結果全体としての給料が減る場合もある実態も知られているところ。そこで質問だが、例えば部隊長である佐官であっても、自衛官は調整率で超過勤務を考慮しているので、管理職手当は受けていないという理解でよいか。

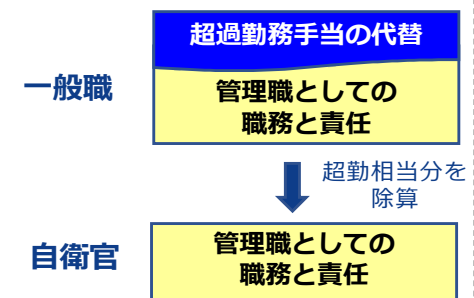
管理職に対する調整額の概要

- 管理又は監督の地位にある職員のうち、指定職を除く一定範囲の職員に対しては、その職務・職責の特殊性に基づき**俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）**が支給される。

- ・ 管理職はその性質上、超過勤務を時間で計測して処遇することが困難又は不適當であることに鑑み、超過勤務手当の支給対象外となっている。
- ・ 一般職の俸給の特別調整額には、「管理職の職務と責任の評価」と「超過勤務手当の代替」の2つの要素から構成される。ただし、それぞれの要素が占める定量的な割合は明らかとはされていない。

- 自衛官の俸給には超過勤務手当の水準が予め調整率として繰り入れられていることから、**自衛官の俸給の特別調整額は一般職の支給水準から、超過勤務手当相当分を除算するという考え方で設定**されている。
(下記【算定式の例（Ⅰ種）】のとおり。)

◆俸給の特別調整額の構造



現行制度における俸給の特別調整額の算定式

$$\text{支給月額} = \text{①支給割合（種別ごと）} \times \text{②算定基礎俸給月額（職務の級/階級ごと）}$$

①支給割合

- ・ 官職に応じてⅠ～Ⅴ種が決まり、自衛官の支給割合は、一般職が定額化の際に用いた支給割合から、調整率分（超過勤務手当相当分）と調整手当繰入率分（※1）を除算した割合となっている。

【算定式の例（Ⅰ種）】

$$\text{自衛官Ⅰ種支給割合} = \frac{\text{一般職Ⅰ種支給割合} - (\text{調整率} \times (1 + \text{調整手当繰入率}))}{(1 + \text{調整率}) \times (1 + \text{調整手当繰入率})}$$

※1 自衛官の調整率はS40年当時の値（11.63%）を採用しているほか、かつて自衛官の俸給にのみ繰り入れられていた調整手当（地域手当の前身）の繰入率が、計算式に考慮されたままとなっている。

※2 自衛官の支給割合算出における超過勤務手当相当分の除算の基本的な考え方は、制度創設の昭和40年当時から変更されていない。

◆種別ごとの支給割合

種別	官職例/基準階級	一般職	自衛官
Ⅰ種	本省課長/将補(二)1佐(一)	25%	10%
Ⅱ種	本省室長/1佐(二)	20%	6%
Ⅲ種	地方機関部長/1佐(三)	17.5%	3.3%
Ⅳ種	地方機関課長/2佐3佐	15%	1.3%
Ⅴ種	地方機関室長	12.5%	なし ※

※計算の結果Ⅴ種は正数値が立たないため、自衛官にはⅤ種が適用されない。

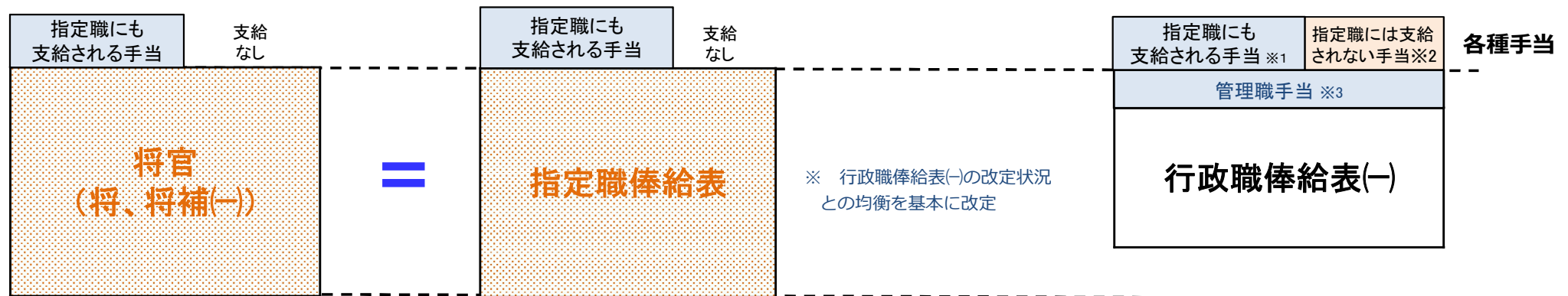
②算定基礎俸給月額

- ・ **平成18年4月1日現在の各俸給表における人員分布の中位に当たる号俸**の俸給月額を採用している。

指定職相当の給与

指定職相当の給与（現行制度）

- 一般職の最上位であり、その職務と責任の度が特に高度な管理監督職である指定職については、同一の官職内での昇給は想定せず、一官一給与制を基本に設計されており、その俸給表は、民間企業における役員報酬等を踏まえて創設され、近年は、行政職俸給表(-)の改定状況との均衡を基本に改定されている。
- 自衛官における将及び将補(-)については、管理監督職という観点から、相当すると考えられる一般職の指定職俸給と同水準とされており、自衛官俸給表において俸給月額が定められている（このような考え方から、将及び将補(-)については調整率の適用もない）。
- また、将及び将補(-)の自衛官については、医療費の取扱いについても、事務官等の指定職と同様の扱い（事務官等と同率の共済短期掛金を負担し、療養の給付は共済組合が行う）となっている。



- ※1 地域手当、広域異動手当等の一部の手当については、指定職にも支給される。
- ※2 特殊勤務手当等の一部の手当については、指定職には支給されていない。
- ※3 指定職俸給表は管理職としての評価を含んでいることから、管理職手当は支給されない。

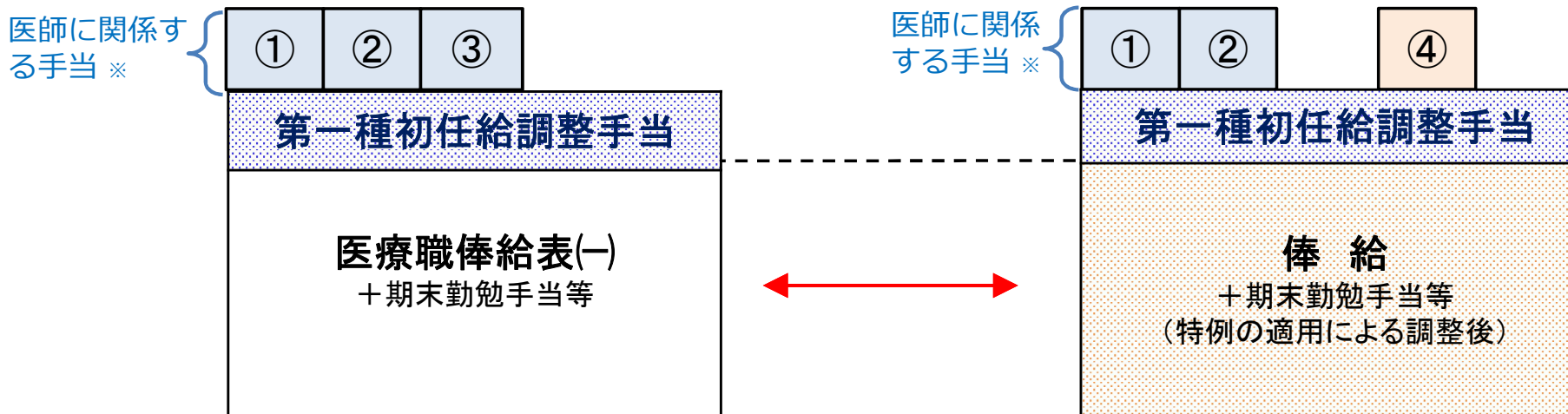
自衛隊医官の給与①

自衛隊医官の給与（現行制度）

- 医師及び歯科医師である自衛官（以下「自衛隊医官」という。）は、自衛官であるため、自衛官俸給表が適用される。一方、同じ医師免許を所有する、医療職俸給表(-)の適用を受ける医師等と比較すると、医療職俸給表(-)の俸給水準が自衛官俸給表よりも高水準となることから、同じ勤続年数の場合、自衛隊医官の給与は医療職俸給表(-)が適用される医師等に比べ低いこととなる。
- このため、防衛省職員給与法において、自衛隊医官に係る特例（昇給の特例、最高号俸を超える号俸の加算措置）を設け、自衛隊医官と医療職俸給表(-)が適用される医師の給与との較差の是正（俸給水準の均衡）を行っている。
- 手当等については、一般職において措置されている医師としての手当の一部は、自衛隊医官にも措置されている。一方、一般職で措置されている俸給の調整額は、自衛隊医官には措置されていない。

医療職俸給表(-)が適用される医師

自衛隊医官

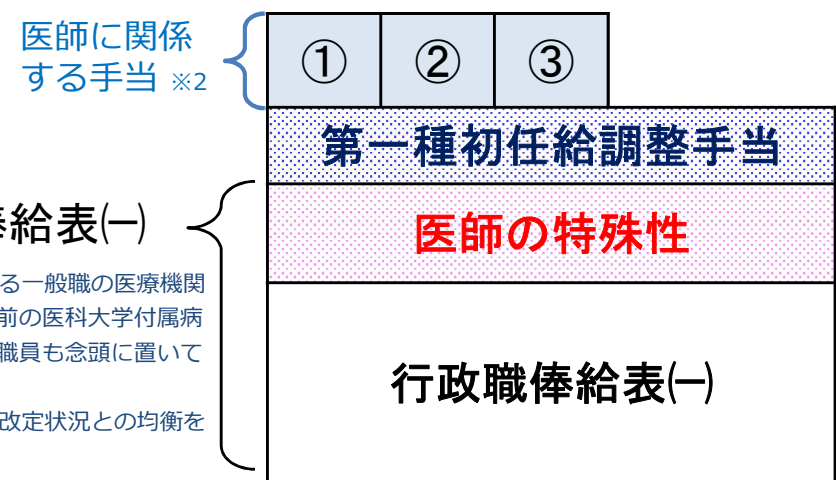
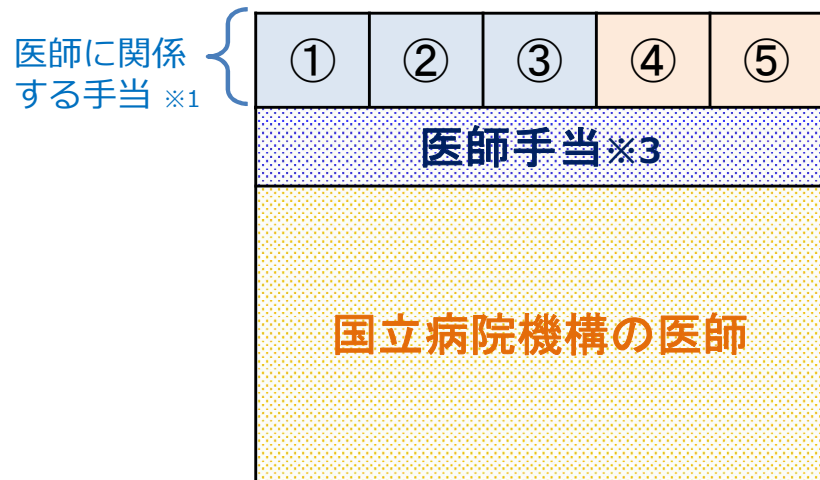


※ ①放射線取扱手当、②夜間看護等手当、③医師の特殊性に応じた俸給の調整額、④救急医療業務手当
(独立行政法人国立病院機構の医師には整備されている ⑤緊急呼出等待機手当は、国家公務員では整備されていない。)

自衛隊医官の給与②

一般職の医師の給与（現行制度）

- 医療職俸給表(一)は医師の職務の特殊性等を踏まえて構成されている。
- 医療職俸給表(一)は、現在適用されている一般職の医療機関だけでなく、独立行政法人化前の医科大学付属病院や大規模病院等の職員も念頭に置いて創設され、近年は、行政職俸給表(一)の改定状況との均衡を基本に改定されてきている。
- また、俸給とは別に各種手当を支給することとされている。



※1 独立行政法人国立病院機構の医師には、①放射線取扱手当、②夜間看護等手当、③特殊性に応じた特殊勤務手当、④救急医療体制等確保手当、⑤緊急呼出待機手当がある（独立行政法人国立病院機構職員給与規程）

※2 一般職の医師には、①放射線取扱手当、②夜間看護等手当、③医師の特殊性に応じた俸給の調整額がある（一般職給与法、人事院規則9-6、人事院規則9-30）

※3 医師手当は、医師免許取得後の年数と各病院毎の支給種別に基づき支給されるもので、第一種初任給調整手当と類似するものとして置かれている。

自衛官固有の特殊性の給与等への反映の検討

①「24時間勤務態勢下での業務への拘束性」関連

業務への拘束性に係る要素の検討（宿日直、当直勤務①）

- 業務への拘束性を評価するにあたって、一般職において評価されている要素（夜間・休日の勤務、宿日直勤務等）や、自衛官に特有の業務への拘束性（常時即応義務、任務・演習等に伴う長期不在等）を、新たな給与体系でどのように評価・反映するか。

一般職の国家公務員の「宿日直勤務」等の種類

- 一般職国家公務員の宿日直勤務は、「普通宿日直」と「特別宿日直」に区分されている。
- 特別宿日直は、業務内容等に応じて特別宿日直の種類ごとに複数の区分が設けられており、その手当額は業務内容や他の特別宿日直勤務との均衡等を踏まえながら設定されている。

庁舎の管理等一定の業務（本来業務以外）

普通宿日直

庁舎の保全等、本来の業務に従事しないで行う
断続的な勤務

手当額： **4,700円／回**

本来業務と同種の業務

特別宿日直

専門的知識・技能を要する本来業務と同種の業務内容であり、
断続的な勤務

手当額： **5,600円／回**（保安事務当直、監視管理当直 等）
6,400円／回（監督当直、情報連絡当直 等）
7,700円／回（事件当直、監督当直、学寮当直 等）
22,500円／回（医師当直）

断続的な勤務

通常の勤務

超過勤務

正規の勤務時間外に行う、通常の勤務

手当額： **俸給等 × 125%等** の超過勤務手当を支給

業務への拘束性に係る要素の検討（宿日直、当直勤務②）

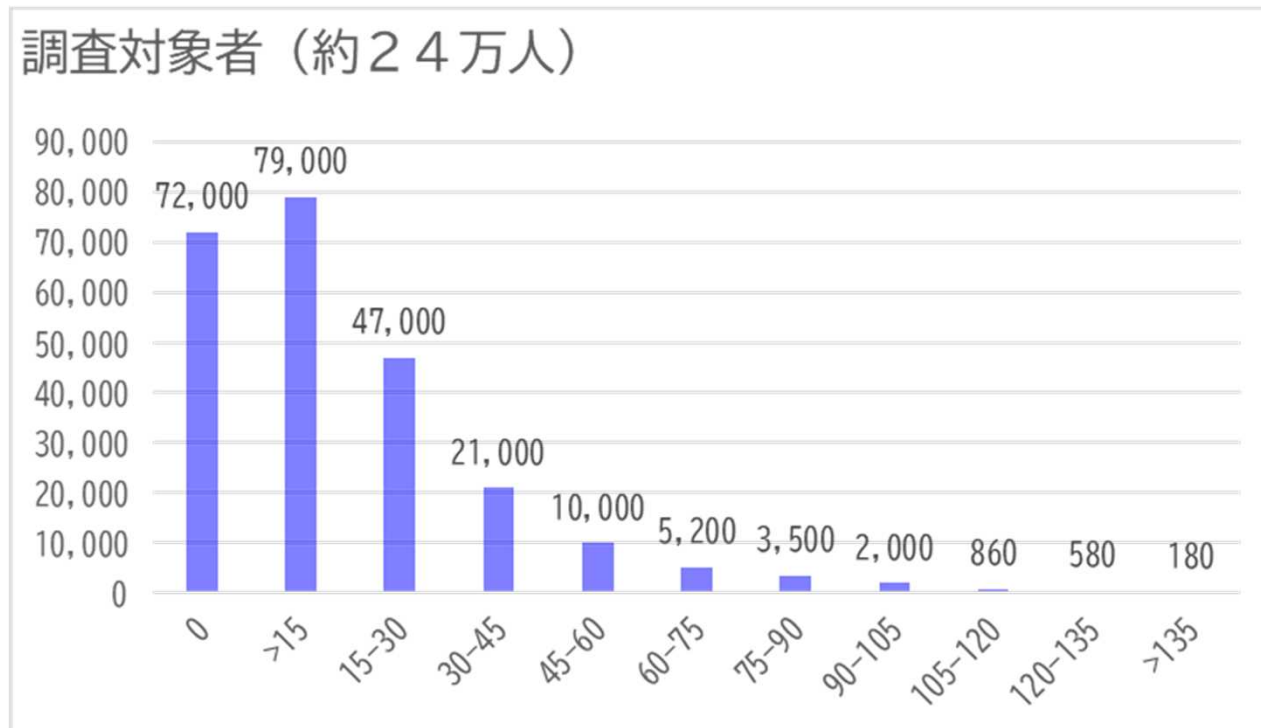
○ 一般職の国家公務員の特別宿日直勤務は、勤務の内容等に応じて以下のとおり区分されている。

手当額	特別宿日直の類型	勤務の内容
5,600円	動植物管理当直	皇宮警察本部、宮内庁(本庁及び御料牧場)の動物の飼育、植物の栽培等を行う施設において、給飼、清掃、投薬、データ記帳、温室管理等を主として行う勤務
	保安事務当直	矯正施設における、入所、釈放、面会に関する事務処理、警備等のための当直勤務
	保護観察当直	東京保護観察所において、保護観察に付されている所在不明者に関する警察からの身元の照会への対応、所在不明者が保護観察対象者と確認された場合の当該事件に係属している保護観察所又は発見地を所管する保護観察所との連絡調整及びこれらに対する現場急行要請等を主として行う勤務
	監視管理当直	地方農政局、地方整備局又は北海道開発局のダム等の管理施設において、機器等の監視、管理等を主として行う勤務
	調査当直	保護観察所において、同所に附設された宿泊場所に居住する保護観察対象者についての調査における関係人に対する質問等を主として行う勤務
6,400円 (人事院の定めるものは7,700円)	監督当直	矯正施設における業務の管理若しくは監督又はその補佐のための当直勤務
	看護師長当直	病院又は診療所である医療施設において、看護業務の管理又は監督のため病棟巡視等を行う看護師長等の勤務
	医療技術当直	病院又は診療所である医療施設において、救急の外来患者及び入院患者に関する緊急のX線撮影検査、臨床検査、調剤等を主として行う勤務
	医療事務当直	病院又は診療所である医療施設において、救急の外来患者の受付、入院患者の手続、当直医師との連絡、料金の計算等を主として行う勤務
	情報連絡当直	事件、事故、対外関係又は災害等に関する情報の収集、連絡等を主として行う勤務
	鑑識当直	警察庁本庁において、各都道府県警察本部からの被疑者等の身元、指紋、犯罪経歴等の照会の処理等を主として行う勤務
	事件当直	皇宮警察本部、地方検察庁及び公安調査庁において、警備又は事件の捜査、調査、処理等を主として行う勤務
	指導監督当直	保護観察所において、同所に附設された宿泊場所に居住する保護観察対象者に対する指導監督及び補導援護を主として行う勤務
	生活介助等当直	国立児童自立支援施設又は障害者支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務
	警備救難当直	海上保安部の分室又は海上保安署における警備救難業務
22,500円	学寮当直	海上保安大学校その他の教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための勤務
	医師当直	病院又は診療所である医療施設において、医師又は歯科医師が行う入院患者の病状の急変及び救急の外来患者に対処するための診療等の勤務

自衛官の当直勤務①（勤務実態調査の調査結果）

- 勤務実態調査における、一人当たりの月平均当直時間数の分布を踏まえると、調査対象者約24万人のうち、約7万人は当直勤務を行っていない（約17万人が当直勤務を実施している）ことが確認された。
- 交替制勤務者の約5万人（※）は、規則上、当直勤務の対象外。このため、自衛官のうち、大半の日勤者が当直勤務に従事していると考えられる。
- 本調査結果から算出した、日勤者1人当たりの月平均当直時間は約20時間であった。

※ 令和7年度の自衛官の夜間特殊勤務手当の支給人数から試算。



※1 各個人の月あたりの平均当直時間の分布を示したものであり、グラフに標記された人数は10時間未満を四捨五入したものである。

※2 これらの数値は艦艇乗組員を除く自衛官を対象としたものであり、深夜や休日における超勤相当時間も含まれる。



画像出典：MAMORホームページ

業務への拘束性に係る要素の検討（宿日直、当直勤務④）

自衛官の当直勤務②（規則・命令に基づく整理）

- 当直勤務は、各自衛隊の規則・命令に基づき実施される勤務である。このため、関連の規則・命令から、1日当たり
に必要となる当直人数、実施部隊数、標準的な当直時間及び当直勤務に従事する人数等について整理
- 当該整理結果を踏まえ、当直勤務に従事する人数等について試算したところ、毎日約1.1万人の自衛官が当直勤務
に従事。

当直従事者
約1.1万人/日

駐屯地・部隊当直等 （管理当直、自衛艦当直等を含む）	駐屯地等の規律維持、保安警戒、人員掌握及び部隊当直等の指揮監督を行うとともに、事故等発生時の初動対応を主として行う勤務	当直従事者 約8,000人/日
業務当直等 （医官当直等を含む）	整備、施設、管制、車両、気象、医療、給養等の専門・本来業務を課業時間外に継続又は即応的に実施する勤務	当直従事者 約800人/日
作戦当直	部隊等の運用状況及び運用関連情報の常時収集・整理を行うとともに、事案発生時の初動対応、報告資料作成、関係機関との連絡調整及び勤務態勢発令等を主として行う勤務	当直従事者 約2,000人/日
警衛勤務（増加警衛）	部隊運用や人員配置の状況により、交替制のシフト勤務として実施される警衛業務について、必要な人員を警衛業務のシフト勤務者のみで確保することが困難な場合に、他部署の隊員が当直勤務を命ぜられ、当該業務を実施	当直従事者 約400人/日

業務への拘束性に係る要素の検討（夜勤手当等・休日給 ①）

- 一般職国家公務員の交替制勤務者については、夜勤手当及び夜間特殊業務手当の制度が整備されている。
- 自衛隊では、即応態勢の維持等のために約5万人の自衛官が交替制勤務に従事している。
これら自衛官の交替制勤務者については、夜勤手当の制度はなく、夜間特殊業務手当の制度は整備されている。

夜勤手当

◆ 趣 旨

夜勤手当は、深夜勤務（22時～翌日5時）による一般的な勤務とは異なる生活面での負担や身体的・精神的な負担を評価したものであり、正規の勤務時間が深夜を含んだ場合に支給される。

◆ 支給額

勤務1時間当たりの給与額 × 深夜勤務時間数 × 25 / 100

【自衛隊の交替制勤務者の例】



サイバー関係部署の業務



宇宙関係部署の業務



対領空侵犯措置に係る整備業務



基地・駐屯地の警備に関する業務

夜間特殊業務手当

◆ 趣 旨

夜間特殊業務手当は、正規の勤務時間における深夜勤務（22時～翌日5時）のうち、一般的に行う深夜勤務に比して勤労の強度が高い等の特殊性が著しいと認められるもの（※）に支給される。

（一般職においては、夜勤手当の受給者の一部が対象となる手当）

（※）以下の4つの要件を満たす業務が対象となっている。

- ・ 業務の性質上交替制勤務で行わなければならない業務であること
- ・ 昼夜の別なく、かつ、間断なく行われる業務であること
- ・ 当該勤務に従事する職員の深夜における勤務が、昼間の勤務と同程度若しくはそれ以上の密度の濃いものであること
- ・ 当該勤務の特殊性が、俸給月額、俸給の調整額又は他の給与措置で特別の考慮がされていないこと

➤ 支給額

勤務時間に応じて1回当たり1,600円～410円（防衛省は1,100円～410円）

- 一般職国家公務員については、休日給が整備されている。他方、自衛隊では、現行制度では休日給はない。

休日給

◆ 趣 旨

祝日法による休日及び年末年始の休日については、正規の勤務時間においても勤務を要しないこととされており、勤務しなかったとしても給与の減額は行わない。

他方、休日に勤務を命ぜられ勤務した職員については、休日に勤務しない職員との不均衡（勤務の有無にかかわらずその日の給与は支給される）が生じるため、このような不均衡を解消するために休日給の制度が設けられた。

なお、職員が休日の正規の勤務時間以外の時間に超過勤務を行った場合は、同じ支給割合（135/100）の超過勤務手当が支給される。

◆ 支給額

勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間数 × 135 / 100

【参考】一般職国家公務員等における、休日給の支給事例

- ① 海上保安官（巡視船艇等の乗組員）への適用事例
巡視船艇等の乗組員は任務を遂行するため、交替制勤務を採用しており、祝日に勤務し、代休を取得しない場合は休日給が支給される。
- ② 刑務官への適用事例
刑務官は刑務所の運営のため、交替制勤務を採用しており、祝日に勤務し、代休を取得しない場合は休日給が支給される。
- ③ 災害対応の事務官等への適用事例
日勤制の事務官等が被災地での情報収集等のために、祝日に勤務し、代休を取得しない場合は休日給が支給される。

常時即応義務

- 自衛官は、法律上も24時間勤務態勢と指定場所に居住する義務が課せられており、緊急時等には直ちに参集し職務に従事する。また、常に連絡を取れる状態を維持するとともに、一部の隊員は私生活の行動を制限して即応態勢を維持している

◆自衛隊法上の義務

（勤務態勢及び勤務時間等）

第54条 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

（指定場所に居住する義務）

第55条 自衛官は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

◆常時即応義務

- 24時間勤務態勢の下、全ての自衛官は、勤務時間内外問わず常時緊急参集等の呼び出しに対応する責務（さらに、実際に緊急事態が発生した際にその後、緊迫した状況下での業務に対応することが必要）がある
- 招集がかかれば、職務の場所を離れる正当な理由がある場合を除き、如何なる状況にあってもこれに対応することが求められ、ひとたび任務に従事すれば、任務終了まで当該業務に従事することとなる。

【常時即応義務の例】

- ・海上自衛官は、通常の交通便を利用して、おおむね2時間以内に帰隊できる範囲内に所在することが規則上も明記されている。陸上自衛官、航空自衛官も非常呼集等が行われた場合は、原則直ちに帰隊しなければならないこととされている。
- ・震災等の非常時において、登庁の指示があった場合は直ちに応じなければならないが、能登半島地震の際は、元日で多くの隊員が帰省している状況の中、帰省先から緊急呼集により所属部隊に参集した。

【自衛官の常時即応義務を踏まえた既存の施策の例】

- ・災害派遣の緊急登庁時において、駐屯地等で隊員のこどもを一時的に預かる緊急登庁支援を実施
 - 各自衛隊の駐屯地等の会議室等を活用し、予め指定された隊員が面倒見を実施
 - 平成22年度から令和8年3月末までに37回の災害派遣において、216駐屯地等で3,516名の一時預かりを実施
 - 一時預かりのこどもに使用する非常用備蓄品（飲食料等）の整備を計画的に継続



令和8年7月熊本地震
目達原駐屯地（陸上自衛隊）

◆即応態勢の維持

○ 全自衛官には常時即応義務が課されていることを背景に、大半の自衛官が基地・駐屯地等の中又はその近傍に居住している。

【自衛官の居住場所に係る調査結果】

- ・ 通勤手当の支給実績では、約 7 割の自衛官が、基地・駐屯地等から 3 0 分以内の場所に居住している。（参考：令和 7 年度の自衛官の通勤手当の受給者は約10万人で受給者の平均手当額は約7,400円／月、一般職国家公務員の受給者は約20万人で受給者の平均手当額は約15,000円／月 ※令和 7 年国家公務員給与等実態調査による
- ・ 令和 8 年 7 月に通勤や居住に関するアンケート調査を実施（全自衛官を対象。約134,000人が回答（回答率約 7 割））
 - 勤務官署への通勤時間が 3 0 分以内の自衛官は、全体の約77%
 - そのうち、約63%が、緊急参集要員への指定、呼集や深夜勤務などの業務への対応を主たる理由としている

○ さらに、一部の隊員に対しては、緊急事態や個々の任務に応じた初動対応の態勢確保のため、平素より、規則・命令に基づき、より厳格な即応態勢を確保している。これらに加え、情勢の推移や部隊行動の内容により、追加の即応態勢確保の命令が出される。

【平素からの即応態勢確保の例】

	対象任務等	当番の頻度（一例）	呼集からの参集時間	行動制限
共通	緊急参集要員	常時	30分以内	官署近傍の指定宿舎に居住
陸	災害派遣の初動対処（Fast-Force）	概ね6回 / 月	30分～1時間以内	自宅または営内にて待機、禁酒
陸	不発弾処理	概ね8回 / 月	30分～1時間以内	自宅または営内にて待機、禁酒
陸	緊急患者空輸	概ね6回 / 月	30分～1時間以内	勤務場所、待機室または自宅にて待機、禁酒
海	応急出動準備部隊（航空部隊）	概ね6回 / 月	30分以内	自宅（一部は基地内）または営内、禁酒
空	対領空侵犯措置に伴う航空機の増強	概ね7回 / 月	30分以内	概ね30分以内に出勤、禁酒
空	航空救難（救難団）	概ね10回 / 月	30分以内	概ね30分以内に出勤、禁酒
空	BMD対処（高射隊）	概ね7回 / 月	30分～1時間以内	概ね30分以内に出勤、禁酒

業務への拘束性に係る要素の検討（常時即応義務、長期不在③）

任務や演習・訓練等に伴う長期不在

- 自衛官は、各種任務や演習・訓練等のために長期間、所属の基地等や自宅を不在にすることがある。
- 長期不在時は、私生活（家族等）の負担増や、基地等に残った隊員への通常業務や当直勤務等の割振り増といった影響がある。

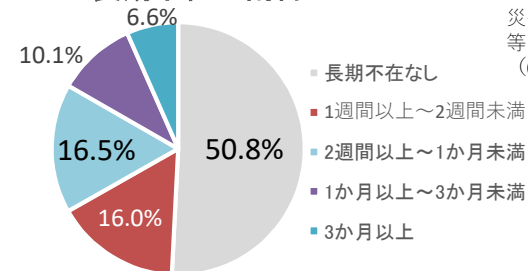
【長期不在に係る調査結果】

- ・ 令和8年7月に長期不在（※）に関するアンケート調査を実施（全自衛官を対象。約138,000人が回答（回答率約7割））

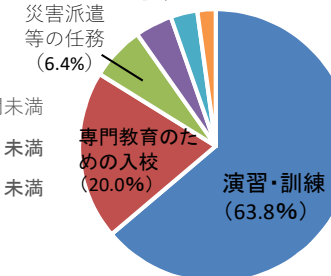
※各種任務、訓練・演習等により、自宅等の生活の拠点（営内者については営内）を長期間（1週間以上）不在にすることを長期不在として整理し調査

- 調査対象期間（令和7年4月～令和8年3月）中に、約半数の自衛官が長期不在を経験
- うち、最も長い期間の長期不在の理由や、最も多い長期不在の理由は、演習・訓練が大半を占めている
- 同じ部隊等の隊員が長期不在した場合、不在となった隊員分の業務等（待機や当直の割り当てを含む）に係る負担増について約半数が「大きな影響があった」「影響があった」と回答

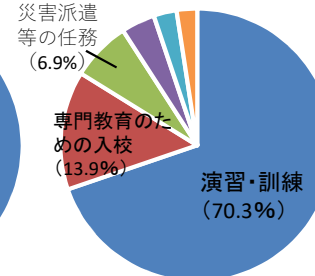
《長期不在の割合》



《最長不在理由》



《最多不在理由》



②「自衛官固有の危険性・困難性を伴う任務への対応」関連

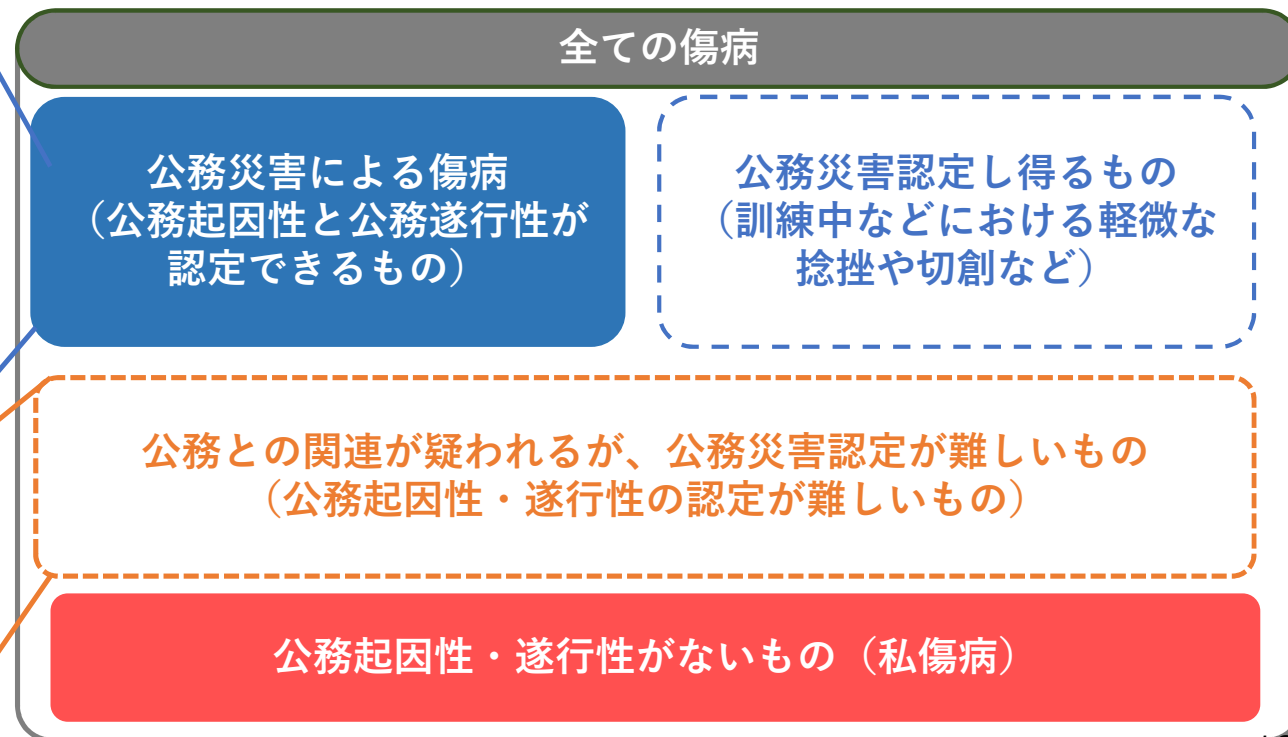
現行制度

- ・医療機関窓口での一部負担金（窓口3割負担）については、部内診療では支払いはなく、部外診療では支払いがある。
- ・他の公務員の共済組合の短期掛金に相当する本人負担相当に、部内診療での一部負担金相当を含めた金額の合計を、将補（二）以下の全自衛官の俸給から同率で徴収している。
- ・公務災害認定を受けた傷病を「公務に関連する傷病」と捉えた上で、それ以外の傷病に係る部内診療と部外診療の診療費相当額を算出したものを「私傷病相当分」と観念し、本人負担分として整理

【参考：全ての傷病と公務災害認定の対象となる傷病の整理（イメージ）】

外傷等	✓ 骨折、打撲、挫傷、捻挫、切創、熱傷 ✓ 靱帯損傷、断裂、半月板損傷、脱臼 ✓ 歯冠破折、音響外傷、熱中症、急性胃腸炎
特定疾病	✓ 脳梗塞、くも膜下出血 ✓ 心筋梗塞、心不全、大動脈解離 ✓ うつ病、適応障害、PTSD ✓ 腰椎椎間板ヘルニア（急性症状に限る。）
感染症等	✓ 新型コロナウイルス、蜂窩織炎、マダニ咬傷
歯	✓ 歯冠破折、外傷性歯牙破折

- 上記傷病の中には（特に特定疾病や感染症等）、発症と公務の因果関係の認定が難しいものが含まれる
- 上記の他、生活習慣病や各種癌、内臓系疾患、う歯（虫歯）、感冒（風邪）等も、公務との因果関係の認定が難しい傷病が含まれる



自衛官に対する医療の提供・医療費の取扱いの検討②

療養の給付に係る診療（いわゆる保険診療）

【外傷等】

公務災害申請

公務災害認定

公務災害認定し得るもの
(訓練・任務中の重症で
ないけが等)

・勤務時間外や
通勤外のけが等

従来の「私傷病相当分」

保険外診療

- ・差額ベッド代
- ・美容目的の瘢痕
修正 等

【特定疾病】

公務災害申請

公務災害認定

公務災害認定し得るもの
(被災隊員の判断で申請
しないもの等)

・遺伝的な疾病
・公務以外の要因が強いもの 等

保険外診療

- ・先進医療の一部
- ・未承認薬 等

【感染症・その他疾病等】

公務災害
申請

公務災害
認定

- ・風邪、感染症
- ・生活習慣病
- ・内臓系疾患
- ・各種癌 等

一部公務に必要な予防接種等
は予算措置で実施

保険外診療

- ・予防接種
- ・人間ドック
- ・検査目的だけの
感染症検査 等

【歯】

公務災害
申請

公務災害
認定

- ・う蝕（虫歯）
- ・歯周病
- ・智歯周囲炎 等

保険外診療

- ・審美矯正
- ・インプラント 等

自衛官に対する医療の提供・医療費の取扱いの検討③

自衛官の医療の考え方

- 自衛官の傷病については、その健康状態が任務遂行に重大な影響を及ぼすことから、自衛官に対する医療は、任務遂行可能な身体状態を維持・回復（任務地で、必要な期間、任務遂行可能な身体状態を維持することを含む）し、自衛隊の即応性を確保することを目的とするものである。
- 傷病の任務への影響は、症状の進行や悪化の影響による任務遂行能力への影響によって総合的に評価される。また、初期症状は軽症であっても適切な療養を行わなければ重症化し、任務離脱や長期的な勤務制限につながるおそれがあるため、傷病の早期発見・回復も重要な要素となる。
- 傷病を、任務遂行との関連性で整理すると、次の3つに大別される。
 - （１）軽度の初期症状では、直ちに任務遂行に影響を及ぼすものではないが、適切な療養を行わず重症化した場合、任務地や任務期間等に制約を生ずる傷病
 - （２）早期発見により治療の難易度が変わる慢性疾患。慢性疾患発症後について、適切な受診及び継続的な治療・管理による症状の維持・改善を目指しつつ、投薬等の継続管理により任務遂行可能な状態を維持
 - （３）短期的には、任務離脱となる骨折等の外傷や重症疾患。適切な入院治療及び療養を一定期間行うことにより、任務への復帰が可能

任務遂行に影響を及ぼすおそれのある傷病（疾病及び外傷）の例

カテゴリ	病名（例示）	任務遂行との関係	起因に係る公務との関連性	原因	
				内因	外因
職場において発生した外傷	骨折、捻挫	疼痛や機能障害により、訓練・警備・災害派遣等の身体活動を伴う任務の遂行が困難となる。	発生場所で判断可能		○
がん（職務に関連し発がん性物質への暴露が疑われるもの）		治療や療養により長期間の勤務制限が必要となり、継続的な任務従事に支障を生じる。	発生場所で判断可能		○
感染症	インフルエンザ、感染性胃腸炎	集団生活下で感染拡大のリスクがあり、部隊運用や即応態勢の維持に影響を及ぼす。	判断困難		○ （病原菌、ウイルス）
心・血管疾患 脳血管疾患	心筋梗塞、くも膜下出血	突発的な発症により生命に危険が及ぶほか、高負担任務や長時間勤務への従事が困難となる。	判断困難 （職務負荷が関与）	○ （加齢）	○ （生活習慣、職務負荷）
精神疾患	適応障害、うつ病	判断力、集中力及び対人対応能力の低下により、指揮・統制や武器取扱い等の任務遂行に支障を生じる。	判断困難 （職務負荷が関与）	○ （個人的要因）	○ （生活習慣、職務負荷）
発生原因の特定が困難な外傷	難聴、腰痛、関節痛、白内障	慢性的な疼痛や感覚機能の低下により、継続的な訓練や身体活動を伴う任務が制限される。	判断困難 （職務負荷が関与）	○ （加齢）	○ （生活習慣、職務負荷）
生活習慣病	2型糖尿病、高脂血症、高血圧	症状の進行により体力・持久力が低下するほか、急性増悪時には任務への従事が困難となる。	判断困難 （勤務環境が関与）	○ （遺伝的素因）	○ （生活習慣、勤務環境）
歯科	う歯、歯周病、智歯周囲炎	症状の進行により疼痛等から集中力や作戦行動に影響を及ぼし、急性増悪時には任務遂行が困難となる。	判断困難 （勤務環境が関与）		○ （生活習慣、勤務環境）
アレルギー・免疫	花粉症、鼻炎、皮膚炎、リウマチ	症状の程度によっては屋外活動、特殊環境下での行動又は継続勤務に支障を生じる。	判断困難 （勤務環境が関与）	○ （遺伝的素因）	○ （生活習慣、勤務環境）
がん（上記以外）	胃がん、大腸がん	治療及び経過観察のため長期的な勤務制限が必要となり、部隊運用に影響を及ぼす。	判断困難 （勤務環境が関与）	○ （遺伝的素因）	○ （生活習慣、勤務環境）
遺伝性の疾病	若年性アルツハイマー病、ハンチントン舞蹈病	病状の進行に伴い身体機能や認知機能が低下し、任務遂行能力の維持が困難となる。	発症原因に公務が関与しない	○ （遺伝的素因）	
私生活において発生した外傷	骨折、捻挫	公私を問わず身体機能の低下を招き、訓練・警備・災害派遣等への従事が制限される。	発生場所で明確に判断可能		○

自衛隊の健康診断基準と任務等従事の関係

- 自衛隊においては、隊員の健康の状態を維持・管理するため、関連規則を整備し、定期又は臨時の健康診断等を行い、隊員の健康状態を判定している。
- 防衛出動をはじめ各任務の区分ごとに、適格者を判断する基準を定め、適合する隊員を当該任務に従事させることとしている。

◆ 健康診断の判定の例

区 分		判 定	措置の基準
A	平常	平常の勤務でよい者	—
B	要注意	勤務をほぼ正常に行ってよい者	過激かつ症状を刺激するおそれのある勤務を命じない
C	要軽業	勤務に制限を加える必要のある者	勤務や勤務場所の変更等により勤務を軽減し、かつ夜間勤務を命じない
D	要休養	勤務を休む必要のある者	休暇または休職若しくは休学

◆ 各任務と健康診断基準の関係の例

	適格者の基準
防衛出動時	総合判定「A」及び「B」
海外派遣時	総合判定「A」及び「B」
災害派遣時	総合判定「A」及び「B」（これ以外にも、総合的に任務遂行に支障のないものは適合者とする）
レンジャー学生	総合判定「A」、または「B」で入校時までに「A」の基準に達する見込みのある者

③「我が国防衛という任務の性格に起因する 広域・地方間異動の頻度等」関連

広域異動に関する変化と対応

- 社会一般では、場所にとらわれない働き方の拡大や、共働き世帯の増加等を背景として、転居を伴う異動に対する意識の変化がみられる。このため、民間企業では勤務地を限定した勤務制度の導入等の各種取組が進められており、一般職国家公務員においても、転居を伴う異動を行う職員に十分に配慮するなどの取組が推進されている。
- 自衛隊においても、一般職に準じた取り組みに加え、任務の特殊性を踏まえつつ、新技術を活用した省人化・無人化、曹士の全国異動のルール設定、独自の手当等の対応を進めている。他方、任務の性格や変化を続ける安全保障環境等を踏まえると、広域・地方間異動は避けられず、社会一般との差は際立つ方向に変化している。

◆日本社会における転勤に対する意識の変化

- ・ 特に近年の傾向として、転勤の有無が職業選択や勤務継続に際し重要な判断要素にあり、自身が望む勤務地において将来にわたり安定した生活を維持することを重視する傾向

【転勤がある会社への入社意向】¹

回答者	転勤がある会社は受けない	できれば入社したくない	合計
就活生	19.4%	31.4%	50.8%
社会人	24.9%	24.8%	49.7%

¹ (出典) パーソル総合研究所「転勤に関する定量調査」

【転勤、配置転換、転籍を理由とした直近3年の退職の有無（正規・非正規社員）】²

全企業	中小企業	大企業
30.1%	28.3%	38.0%

² (出典) 2025年企業の「転勤」に関するアンケート調査
東京商工リサーチ TSRデータインサイト

◆国家公務員の対応

- ・ 転居を伴う異動は職員のキャリアパス上の必要性や育児等の家庭の事情等を考慮した上で慎重に人選することなど、職員に十分に配慮。
 - ・ 場所にとらわれない働き方を推進するため、テレワークの推進やサテライトオフィスの設置・活用等を推進するとともに、通勤手当の上限の引上げや新幹線通勤の要件を緩和。
- ※ このほか、本年8月、人事院は転居に関する手当の新設や広域異動手当の支給割合の引上げについて勧告。

◆自衛隊の広域・地方間異動の状況

- ・ 新技術の導入による省人化等の推進や曹士の全国異動によるルールの設定等により、転勤に対する意識の変化に対応するための取組みは可能な限り進める一方、自衛隊の任務の性格に起因する広域・地方間異動は今後残る見込み。
- ・ 特に、加速度的に変化する安全保障環境の中で、ここ数年だけでも、大規模な部隊の改編・配置見直しが続いている（さらに、太平洋側の防衛体制の整備も課題）。

◆民間企業における対応

- ・ 転勤の可否を自身で選択できる制度、エリア社員制度(地域限定の社員)など柔軟な転勤制度を「導入した」、「導入し、直近3年以内に内容を見直した」とする企業が全企業で14.6%、大企業では31.1%²
- ・ リモートワークの拡大や、転勤制度の廃止や縮小する企業も拡大
(例) NTTグループ：リモートワークを基本。転勤や単身赴任を原則廃止
AIG損害保険：社員が希望勤務地を選択し、原則として転居を伴う転勤を廃止
ニトリHD：転勤の可否や地域を希望制へ
- ・ 総合職社員のうち、勤務地域に限定があるエリア限定総合職制度を導入する企業もみられる。(厚生労働省HP 多様な働き方の実現応援サイト ニトリHD)
- ・ 転居を伴う転勤に一時金を支給する等の給与上のインセンティブを付与する取組も行われている。

◆自衛隊の対応

- ・ レーダーサイトや装備品のリモート化などによる省人化等を推進
- ・ 幹部は部隊指揮官としての能力獲得等の必要性から全国異動が基本。准曹の全国異動は一部とし、可能な限り予見可能性を高めるため、全国異動に係るルールを設定（陸は3年間×2回の全国異動を、空はマザーベースでの勤務とそれ以外の基地のローテーションを原則）
士は、原則として新隊員教育終了後の初任地からの異動なし
- ・ 一般職に準じた手当の整備に加え、北部地域と南西地域との間の異動を対象とした作戦環境等順応手当を新設（令和7年度予算）

課題1：我が国防衛という任務の性格に起因する基地・駐屯地の所在地や規模に起因する課題

- 自衛隊は、我が国防衛という任務の性格上、周辺国の動向等に対応するため、我が国及びその周辺の情勢等を踏まえ、部隊編成・配置の見直しや事態に対応する必要がある（周辺国の動向や防衛技術の進展等の変化が、その傾向を加速している）。
- また、基地・駐屯地は全国各地の国防上必要な場所（例：沿岸監視、レーダーサイト、沿岸部からの侵攻に対する要衝）に分散して確保する必要がある、加えて、必要な人数も一般職の官署に比べて大きく、地元採用者だけでの充足は困難である。
- このような背景から、特に、次の基地・駐屯地において異動調整に係る課題が顕在化している。
 - ①離島・へき地等（特地勤務手当対象官署）
 - ②特に、地域の募集対象人口に比して必要人員が多い／部隊の新設等で多数の人員を特定地域に確保する必要がある一方で、生活・教育等の利便性や地域手当等の差が影響し、異動調整が困難な官署（地方の要人員補充地域）

課題2：自衛官の異動形態に伴う課題

- 我が国及びその周辺の情勢等を踏まえた部隊編成・配置の見直しに伴い、隊員に生活拠点の変更を伴う形で全国異動を求める必要が生じる（安全保障環境に地域ごとの所要が変化するため、対象地域の採用増のみで解決することは難しい）
- 課題1で取り上げた背景や、我が国及びその周辺を俯瞰した防衛力の構築（機動展開を伴う運用、複合事態への対処、指揮官としての能力の育成等）のため、一部の隊員は、複数回の生活拠点の変更を伴う全国異動が求められる。
- その際、周辺の作戦環境の推移も踏まえた部隊の戦力化や練度の維持等の観点も考慮し、一部の隊員に、中長期的な生活の拠点を長く離れた勤務を求める場合がある。

我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等への対応に係る検討②

◆自衛官の広域異動の頻度

- ・自衛官の広域異動手当（300km以上）の受給者割合は約17%（一般職の約3倍）
- ・空自の広域異動（300km以上）の対象者は、毎年度約13,000名（航空自衛官の約3割）、陸自の全国異動（他方面）は約10,000名／年度で、退職までに多ければ幹部は10回程度、准曹は6回程度の広域異動手当の支給要件を満たす異動を経験）

広域異動手当(300km以上)の受給者数/現員(令和7年6月実績)

階級	受給者割合	階級	受給者割合
将・将補	43%	准尉	12%
1佐	31%	曹長	14%
2佐	19%	1曹	16%
3佐	25%	2曹	19%
1尉	29%	3曹	16%
2尉	22%	計	17%
3尉	32%	一般職※	6%

※ 令和7年国家公務員給与等実態調査をもとに「広域異動手当(300km以上)の受給者数/全俸給表適用人員」を算出したもの

◆地域手当の級毎の在勤者数等（防衛省：令和7年6月時点 一般職：令和7年4月時点）

- ・1級地（俸給の20%の地域手当）の職員数の割合は、防衛省は一般職の半分以下
- ・非支給地の職員数の割合は、防衛省は一般職の約2倍

地域手当			防衛省	一般職
級地（割合）	都道府県	都道府県級地と異なる地域	在勤者※	在勤者※
1級（20%）	—	特別区	24,825人 (10.3%)	69,289人 (27.8%)
2級（16%）	東京都	つくば市、横浜市、川崎市、大阪市、吹田市 等	5,551人 (2.3%)	22,033人 (8.8%)
3級（12%）	神奈川県 大阪府	取手市、さいたま市、千葉市、名古屋市 等	20,730人 (8.6%)	26,197人 (10.5%)
4級（8%）	愛知県 京都府	仙台市、水戸市、川崎市、船橋市、静岡市 等	37,221人 (15.4%)	37,382人 (15.0%)
5級（4%）	茨城県,栃木県 埼玉県,千葉県 静岡県,三重県 滋賀県,兵庫県 奈良県,広島県 福岡県	札幌市、前橋市、富山市、金沢市、甲府市、長野市、岐阜市、和歌山市、岡山市、高松市 等	46,188人 (19.1%)	36,121人 (14.5%)
非支給地	上記以外		107,058人 (44.3%)	58,127人 (23.3%)
計			241,573人	249,149人

◆特勤勤務手当の受給者数（防衛省：令和7年6月時点 一般職：令和7年4月時点）

- ・特勤勤務手当（離島・へき地勤務者への手当）の受給者は、防衛省は一般職の2倍以上

	防衛省	一般職
特勤勤務手当受給者	5,757人	2,590人

参考資料

一般職の国家公務員等の宿日直勤務

◆一般職の国家公務員等の「宿日直勤務」の取扱い

- 一般職の国家公務員や防衛省の事務官等は、正規の勤務時間外に行う断続的勤務として、宿日直勤務制度が設けられている。本来の勤務に従事しないで行う業務を「普通宿日直勤務」と整理する一方、本来業務に近い勤務については「特別宿日直勤務」と整理されている。

区分	根拠	勤務内容
宿日直勤務	法律第13条第1項	○ 勤務の内容 正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受等を目的として命じられる断続的勤務 ○ 勤務を命ずる際の注意（規則第15条） 宿日直勤務を命じる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない
普通宿日直勤務 (4,700円／回)	規則第13条第1項第1号	○ 勤務の内容 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務
常直勤務 (23,500円／月)	規則第13条第1項第2号	○ 勤務の内容 庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ、普通宿日直勤務を常時行う勤務 ○ 常直勤務を命ずる際の注意（規則第14条第1項） 勤務が必要やむを得ないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようにしなければならない。
特別宿日直勤務 (5,600～22,500円／回)	規則第13条第1項第3号	○ 勤務の内容 本来業務に近い勤務 ○ 特別宿日直勤務の基準（規則第14条第2項～第4項） 1 当該勤務が、宿直(午後5時から翌日の午前9時30分までの時間帯において行う勤務)又は日直(行政機関の休日の午前8時30分から午後6時15分までの時間帯において行う勤務)に該当する勤務であること。 2 当該勤務に従事する職員が、当該職務の遂行に必要な知識又は技能を有する者であること。 3 職員ごとの当該勤務に従事する回数が、1月当たり5回を超えないこと。 4 宿直勤務にあつては、当該勤務中に少なくとも6時間の仮眠時間が確保され、当該仮眠のための施設が整備されていること。 ※ 特別宿日直を命じる際には、従事する職員の数を必要最小限のものとすること、宿日直勤務に係る命令手続等が適正に行われるよう、①当直勤務の内容、②当直勤務の時間及び仮眠の時間、③当直勤務に従事する職員の範囲、④一回当たりの勤務人数、⑤一月当たりの勤務回数、⑥職員への周知方法、⑦当直勤務者の休憩・仮眠施設、について記載した部内規程の整備が必要。

※法律：一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、規則：人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）

【参考】試算では、令和7年度の防衛省の行(-)の事務官等の月平均の宿日直時間（普通宿日直勤務）は約2時間

災害派遣における初動対応態勢

国内での災害発生に常時即応できる態勢で待機する初動対応部隊を
「**F A S T - F o r c e** (First Action Support-Force)」と呼称 (平成 2 5 年 9 月から)

(待機のイメージ)

共 通

震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢
※ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、航空機による情報収集を実施

陸上自衛隊

全国で初動対応部隊
(人員：約3,900名、車両：約1,100両、航空機：約40機) が 2 4 時間待機し
1 時間を基準に出動
方面隊毎に、ヘリコプター(映像伝送機を含む)、地上部隊が待機



海上自衛隊

艦艇待機：総監部所在地ごと、1 隻の初動対応艦を指定
航空機待機 (約 2 0 機)：各基地において、1 5 分～2 時間を基準に出動



航空自衛隊

航空救難及び緊急輸送任務のための待機(約 1 0 ～ 2 0 機)：各基地において
1 5 分～2 時間を基準に出動
必要に応じて、対領空侵犯措置待機の航空機が、情報収集のため出動



課題：広域異動に係る転居や生活拠点の変更に伴う経済的負担

- 広域異動に際しては、転居や拠点の変更に伴う経済的な負担が発生。
 - ・ 現行の旅費制度では、引っ越し代は実費精算となり、過去に比べて大きく改善された一方、一部、引き続き、現場から改善要望の強い自己負担経費がある。

【参考】現行制度では「離島、へき地等への異動に際し自家用車を運送しなければ公務の運営上支障を来すと認める場合」を除いて、自家用車の運送費は全額自己負担となっており、特に、沖縄や離島など船舶により輸送する場合は高額となるため、改善の要望がある
 - ・ また、生活拠点の変更に伴う異動に際しては、引っ越し代に加え、帯同家族も含め様々な経済的負担が発生。

【参考：転居や生活の拠点の変更に伴う経済的負担の例】転居先からの隊員本人・帯同家族の帰宅（帰省）に要する費用、敷金・礼金・仲介手数料、住居を決定する前の下見費用、新居に係る火災・地震保険料、鍵交換費用、ハウスクリーニング代、家電家具等の買い替え費・処分費、インターネット工事費、子供の転園・転入経費、習い事時の入会金、介護のヘルパー代・施設への入居費用、転居に伴う配偶者の退職又は勤務先の変更に伴う年収の減少
- また、寒冷地、亜熱帯地域（沖縄等）、離島といった特定の地域では、固有の経済的負担が発生し、特に本州から転居し生活をする者からこれらの経済的負担に対する処遇改善の要望が強い。

今後の検討・調整の方向性【給与以外の取組みを含む】

- ・ 他の国家公務員と共通の課題については、自衛隊の部隊の現場の要望等を関係省庁等に説明し、改善に向けた調整を継続。
- ・ 特に、人事院が制度設計を行う一般職の広域異動者に対する手当等は、国家公務員共通の転居に伴う異動に係る課題解決に直結する施策であり、自衛隊の制度設計に与える影響も大きい。このため、今後、人事院が行う関連施策について、積極的に情報収集・意見交換を行っていく。

【参考：自衛隊に特徴的と考えられる課題の例】

- ・ （限られた休暇日数を考慮した場合、）帰省手段が航空機に限定される離島等の官署からの帰省に関し、航空機は早期の予約が可能であれば大幅な割引が適用される一方、任務等による計画変更から早期予約にはリスク（多額のキャンセル料が発生）があり、結果、帰省に係る費用負担が大きくなる
- ・ 緊急参集要員用の宿舎に転居する場合、期間が限定された居住となり（次回異動時には退去が前提）、単身赴任等の生活スタイルが変更となるため、新たに家具等を用意する必要があるが、自己負担となるため負担が大きい
- ・ 単身赴任者の御家族については生活基盤を別にしていることから、隊員の実情を直接把握する機会が限られており、勤務環境や安全についての不安は一層大きい。また、入隊1年目の自衛官の御両親についても、任務や生活環境に対する理解が十分でないことから、同様に強い不安を有している。

一般職の国家公務員の異動に関する手当

- 一般職の国家公務員においても、これまで勤務地を異にする異動を円滑化するため各手当の改善を順次実施。
- さらに、本年8月、人事院は転居に関する手当の新設や広域異動手当の支給割合の引上げについて勧告。

① 広域異動手当

- 趣旨：全国転勤する企業の賃金水準を調整
- 支給要件・支給額：60km以上の異動距離に応じて支給
300km以上（全国異動）：俸給等×10%、60km以上300km未満（域内移動）：俸給等×5%
※ 平成19～20に手当新設（300km以上：6%／60km以上300km未満：3%）。平成27～28に支給割合を現在の水準に引上げ

② 地域手当の異動保障

- 趣旨：地域手当が低下する異動を円滑にする
- 支給要件：地域手当の支給対象地域から支給割合の低い地域に異動した場合に、異動から3年間支給
（支給割合は2年目は80%、3年目は60%の水準に低減）
※ 平成18年の地域手当新設時から設けられている（支給期間2年間）。
令和6年より支給期間を3年間（60%水準）に延長
※ 広域異動手当と異動保障による地域手当は併給調整（重複した支給が行われないよう調整）が行われ、両手当の支給割合が高い方の水準で手当が支給される

③ 特勤勤務手当・特勤勤務手当に準ずる手当

【特勤勤務手当】

- 趣旨：へき地等の生活の著しく不便な地に所在する官署に勤務する精神的負担や生活の不便に給与上措置
- 支給要件：へき地等に所在する官署に在勤する職員に支給。
※ 地域手当と本手当の両方を支給される場合は、本手当を減額していたところ、令和7年に当該減額を廃止した。

【特勤勤務手当に準ずる手当】

- 趣旨：へき地等に所在する官署への異動に伴う、生活の不便や精神的負担に順応するための労苦を給与上措置
- 支給要件：へき地等に所在する官署に、異動に伴い住居を移転した場合に支給。
当該地での生活が長くなるほど順応（負担は低減）するとの考え方から、支給期間は原則3年、最長6年とし、4年目以降は逡減
（例：6級地の場合：俸給等×6%（4年目まで）、4%（5年目）、2%（6年目））
※ 広域異動手当と本手当の両方を支給される場合は、本手当を減額していたところ、令和7年に当該減額を廃止した。

◆特勤勤務手当の支給割合

区分	自衛官	事務官等・一般職
6級地	23%	25%
5級地	19%	20%
4級地	15%	16%
3級地	11%	12%
2級地	7%	8%
1級地	4%	4%